

管理に関する承諾書

株式会社 リヴビルディング 殿
物件名 _____

号室 _____

年 _____ 月 _____ 日

私は、標記物件（以下「本物件」という）の区分所有者となるにあたり、管理に関して、下記の事項を承諾いたします。

フリガナ	
氏名 (組合員)	印
フリガナ	
氏名 (共有者)	印

※ 共有でご所有されている方のみご記入ください。

- 第1条 別記「管理規約」及び「使用細則」を原案通り承認し、遵守すること。尚、その効力は管理組合が成立した日からとすること。
- 第2条 「建物の区分所有等に関する法律」(以下「区分所有法」という)の定めにより、本物件の引渡しと同時に本物件管理組合(以下「管理組合」という)が自動的に成立し、私を含め区分所有者は全員管理組合員となること。
- 第3条 本物件の区分所有者全員で構成される管理組合は、本物件の管理業務を物件の引渡日から株式会社リヴビルディングに委託するものとし、管理組合と管理会社との間で、管理委託契約を締結すること。
2. 管理会社は管理委託契約を締結するまでの間、別添内容の管理委託契約書に基づいて本物件の管理を執行できること。尚、その効力は管理組合が成立した日からとすること。
 3. 売主及び管理会社が提示した、第1期収支予算を承諾すること。
 4. 管理会社が予め必要な範囲において備品を購入すること、及び機械監視用電話回線の開設、並びに管理組合の預金口座を管理者の理事長代行名義で開設することを承諾すること。
- 第4条 管理組合は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第72条の規定により、第1期中に管理会社が開催する「管理に関する重要事項説明会」に合わせて総会を開催すること。
- 第5条 管理費及び修繕積立金等(以下「管理費等」という)は、管理会社の指定する預金口座振替の方法により支払うものとする。また、最初に管理費等を負担する月の日割金額(管理費等の支払は、本物件の所有権移転から起算される)については、管理会社からの請求に基づき支払うこと。
- 第6条 本承諾書は、区分所有法第45条に定める管理組合の集会決議に代わる合意書面であること。
- 第7条 区分所有権を譲渡する場合には譲受人に本物件の管理規約等を承認させること。また、本物件を賃貸などにより第三者に使用させる場合は、その第三者に対しても管理規約等を承諾させること。
- 第8条 本物件の共用部分に掛ける火災保険その他損害保険の契約について、管理組合を代行して管理会社が契約を締結すること。
- 第9条 別記「管理規約」については、管理組合理事長が署名押印した規約1通を作成し、それを規約原本とすることを承諾すること。

